

岸和田市重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施に関する委託契約書

岸和田市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、岸和田市重度身体障害者訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。)の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、居宅の浴室で入浴することが困難な重度身体障害者に対し訪問入浴サービスを実施することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする岸和田市重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱に基づく事業を乙に委託する。

(実施場所)

第2条 乙は、甲の指示に従い、この事業を利用者の居宅において実施するものとする。

(入浴回数)

第3条 重度身体障害者を入浴させる回数は、原則週に1回とする。なお、市が特に必要と認めた場合についてはこの限りではない。

(委託料)

第4条 甲は、事業委託料として、乙に1人週1回の利用につき_____円(うち消費税及び地方消費税円を含む)を支払うものとする。また1人週2回の利用については利用者負担額を差し引いて得た額を支払うものとする。

2 乙は事業委託料の請求については、甲が指定する方法により翌月10日までに甲に請求し、甲は請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

(委託期間)

第5条 事業の委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(適切な処置等)

第6条 乙は、入浴前に利用者の体温、脈拍及び血圧等、必要な健康状態を検査し、入浴の適否を確認するものとする。又事業実施中に利用者の身体に障害が生じた場合、その他必要な場合は速やかに適切な処置を施すものとする。

(誓約書の提出)

第7条 乙及び岸和田市暴力団排除条例(平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙がとりまとめて甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でない判断した場合はこの限りでない。

(秘密保持)

第8条 乙は、事業実施中に知り得た利用者の身上及びその家庭に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を実施するために甲から提供された個人情報や契約の目的以外のことに利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 前二項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第9条 乙は、事業実施中に事故が発生した場合には、速やかに甲及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、事業実施中に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 10 条 乙は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事業実施報告)

第 11 条 乙は、毎月の事業実施報告書を翌月の 10 日までに甲に提出し、甲が指示した場合は、必要な報告又は資料を甲に提出するものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約中であっても、甲はこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、この事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき、又は第 1 条に定める委託事業が不相当であると認められたとき。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第 13 条 甲は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、乙（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 甲は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により契約を解除された場合は、違約金として請負金額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約による請負金額の 100 分の 10 に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

6 第 4 項の場合において、乙が違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(その他)

第 14 条 この契約に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、その都度甲・乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 岸和田市岸城町 7 番 1 号

岸和田市

岸和田市長 永野 耕平

(福祉部障害者支援課取扱い)

(乙)